

第1回 宇都宮市緑の基本計画策定懇談会

日 時：令和4年7月15日（金）

13：30～15：00

場 所：上下水道局5大会議室

（オンライン併用）

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 緑の基本計画策定懇談会の設置について

（1）設置要領等について

（2）委員の紹介

（3）会長・副会長の選任

4 会議の公開について

5 計画策定の進め方について 資料1

6 協議事項

（1）宇都宮市の緑の現状について 資料2

（2）新しい計画の策定課題と特に議論すべき論点について 資料3

7 その他

8 閉会

配付資料

次第、委員名簿、緑の基本計画懇談会設置要領

資料1 計画策定の進め方

資料2 宇都宮市の緑の現状（概要）

資料3 新しい計画の策定課題と特に議論すべき論点案

参考1 第2次宇都宮市緑の基本計画リーフレット

「宇都宮市緑の基本計画策定懇談会」委員名簿

	区分	分野	氏名	団体・役職
1	1号 (学識経験者)	都市計画 都市防災	おおもり のぶあき 大森 宣暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
2	1号 (学識経験者)	環境教育	かつらぎ なみ 桂木 奈巳	宇都宮共和大学 子ども生活学部 教授
3	1号 (学識経験者)	公民連携	ごそう みどり 五艘 みどり	帝京大学 経済学部 准教授
4	1号 (学識経験者)	生物多様性	はやし てるたけ 林 光武	栃木県立博物館 学芸部長
5	1号 (学識経験者)	都市緑化	やまね けんじ 山根 健治	宇都宮大学 農学部 教授
6	2号 (団体推薦)	企業団体	あいざわ みちこ 相澤 美知子	宇都宮商工会議所 女性部
7	2号 (団体推薦)	緑地保全	おかじ かずお 岡地 和男	(公財)グリーントラストうつのみや 理事長
8	2号 (団体推薦)	地域活動	こいけ けいいちろう 小池 恵一郎	宇都宮市自治会連合会 会計
9	2号 (団体推薦)	農地保全	こまげ ひさし 駒場 久	宇都宮市農業委員会 会長職務代理
10	2号 (団体推薦)	緑化技術	さいとう けんじ 齋藤 健壽	(社)栃木県造園建設業協会 技術委員会委員
11	2号 (団体推薦)	報道機関	さいとう みわこ 齋藤 美和子	(株)下野新聞社 編集局地域報道部 まちなか支局長
12	2号 (団体推薦)	森林管理	ふくだ よしお 福田 嘉男	宇都宮市森林組合 代表理事組合長
13	2号 (団体推薦)	環境活動	のぐち すけむ 野口 進	NPO 法人うつのみや環境行動フォーラム 副理事長
14	3号 (市民公募)	公募	とみ けんじ 富 健治	
15	3号 (市民公募)	公募	とみくだ みちよ 富久田 三千代	

宇都宮市緑の基本計画策定懇談会設置要領

(設置)

第1条 本市の宇都宮市緑の基本計画を策定するにあたり、市民から広く意見を取り入れるため、宇都宮市緑の基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 緑の基本計画の検討に関すること。
- (2) その他緑の基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募委員

3 委員は当該所掌事務に係る職務が終了した時は、解職されるものとする。

4 第2項第3号に規定する委員の公募に関する取扱いについては、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長をおき、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇談会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、懇談会を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を懇談会の各委員に回付し、意見を聴き、懇談会の開催に代えることができる。

(会議の公開)

第6条 懇談会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、都市整備部景観みどり課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 4月1日から施行する。